

**(株) ハチオウ 集合研修
廃掃法勉強会 (2015.1)**

テーマ

現場におけるコンプライアンス

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所
代表 北 村 亨

(1)リマテック(株)の爆発事故

- リマテック(株)九州工場は、大分県より産廃中間処分業許可を受けている。
- 許可内容は、廃油の再生リサイクルである。
- 平成25年12月、同社工場にて火災、爆発の事故が発生した。
- 火災原因は、廃油のろ過装置にて水素が発生し引火したため。
- 参考:昨秋からの産廃処理施設の火災事故
エバーグリーン、立石建設工業、佐倉環境サービス等

(2) 事業停止の行政処分

- 平成26年1月23日付けで大分県産廃課は同社に対し4ヶ月の事業停止処分を出した。
- 火災事故による事業停止処分は厳し過ぎる。
- 隣接施設からの類焼火災の被害者の場合？
- 処分理由：
 - ① 同社工場は産業廃棄物の中間処分業に必要な処理施設を有しないこととなった。
 - ② 廃掃法に定める基準「事業を的確に、かつ継続して行うに足るもの」に適合しなくなった。

(3) 処分内容【根拠法令】の検討

- 法第14条の3(事業停止)
- 「都道府県知事は、産廃処分業者が次号に該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。」
- 行政庁の判断、裁量の余地が大きい。
- 2号: その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が環境省令で定める規準に適合しなくなったとき。

(4) 事業停止に至った理由

【不利な判断に至った理由(推定)】

- ①「事故報告書」提出が遅れた、提出せず。
- ②法定の「処理困難通知」を出さなかった
- ③「立入り調査」に拒否又は非協力的。
- ④法定の「報告徴収」に対応しなかった。
- ⑤事故の「再発防止計画」を出さなかった。
- ⑥近隣住民との「協定」に違反した。

16年前にも爆発事故。再発防止協定締結

(5) 事業停止処分によるマイナス要因

- ①金融機関からの融資が困難となる。
- ②国の優良事業者の認定資格がなくなる。
- ③事業停止期間は営業活動が不可能。
- ④社員の士気がなくなり退職希望が増加。
- ⑤長年の取引先が他業者に乗り換え。
- ⑥会社の社会的信用が一気に低下する。
- ⑦処分業の再建、再開の方策が困難。
- ⑧単なる事故であっても回復困難となる。

(6) 事故時の行政処分の回避のために！

- 廃棄物処理法で定められた事項
- ① 処理施設事故報告書：又は事故完了報告書
 - ・ 県庁廃棄物担当課、
 - ・ 施設設置市の環境部など
 - ・ 人身事故の場合⇒労働基準監督署
- ② 処理困難通知
 - ・ 処分契約を締結している全ての事業者に
- ③ 改善計画書
 - ・ 再発防止のための対策を迅速に立案。

(7) 処理困難通知制度

- ◎産廃処理業者は、適正処理が困難となる場合【下記①②③④】、遅滞なく書面又は電子情報にて排出事業者に通知する義務がある。
- 【平成23年4月施行の改正法の重要事項】
- ① 故障、事故で施設が稼働不能、保管基準超過
- ② 事業の全部又は一部を廃止、又は休止
- ③ 許可の欠格要件に該当するに至った場合
- ④ 行政からの事業停止命令又は許可取消処分。
- 【重要事項】
- 同時並行で、廃棄物の処理状況を確認し、都道府県知事宛の「措置状況報告」の義務有り。

(8) 日常的な施設点検遵守項目

- ・周辺地元住民との関係改善項目
 - ⇒飛散流出防止など、周辺環境への配慮
- ・防火、防災、危険物対策の強化
 - ⇒消防計画、消防署への届出事項、防火訓練
- ・施設の維持管理計画と維持管理記録の保管
 - ⇒施設の長期的補修計画、日々のメンテ記録
- ・技術管理者、各法定資格者の育成、確保、発令
 - ⇒「資格者の存在」ではなく⇒法定は専任義務。
 - 「発令」と「氏名掲出」により意識の高揚を図る

(9) コンプライアンスのポイント

- ・「廃棄物処理施設事故対策マニュアル作成指針等について」(平成18年12月25日付け) 環廃産発第061215018号の環境省通知を参照
- ・各処理業者にて独自マニュアルの作成を！
 - ①事故発生を未然に防止するため、
 - ②事故発生時における対応のため
 - ③同種の事故の再発防止のため
- ・社員一同が一体になって、事故未然防止の意識を高める。模擬立入り検査の実施等

(10) 各種法令の遵守事項

◎中間処理施設の設置には、
廃棄物処理法以外にも、各種法令に定められた規準への遵守義務がある。

- ①水質汚濁防止法、②下水道法、
- ③河川法、④悪臭防止法、⑤騒音防止法、
- ⑥振動規制法、⑦大気汚染防止法
- ⑧消防法、⑨建築基準法、
- ⑩都道府県、市町村の各種環境条例など

10.経歴紹介

- ・東京都庁にて廃棄物担当部局に35年勤務
- ・企画・長期計画策定、資源化リサイクル業務、産業廃棄物、一般廃棄物、埋立地管理業務、等に従事
- ・平成14年4月 定年退職後に再任用職員として採用
「産廃Gメン」(9ヶ月)として不法投棄対策業務
- ・同年12月 東京スーパーエコタウン事業に参画の高俊興業(株)に就職。社長室取締役等、現在は同社顧問
企画開発、労務安全、営業部、工場勤務等歴任
- ・平成21年5月 行政書士登録、環境カウンセラー登録
産廃コンサル業として開業。現在16社とコンサル契約

**(株) ハチオウ 集合研修
廃掃法勉強会 (2015.1)**

テーマ

現場におけるコンプライアンス

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所
代表 北 村 亨

(1) リマテック(株)の爆発事故

- リマテック(株)九州工場は、大分県より産廃中間処分業許可を受けている。
- 許可内容は、廃油の再生リサイクルである。
- 平成25年12月、同社工場にて火災、爆発の事故が発生した。
- 火災原因は、廃油のろ過装置にて水素が発生し引火したため。
- 参考: 昨秋からの産廃処理施設の火災事故
エバーグリーン、立石建設工業、佐倉環境サービス等

(2) 事業停止の行政処分

- ・平成26年1月23日付けで大分県産廃課は同社に対し4ヶ月の事業停止処分を出した。
- ・火災事故による事業停止処分は厳し過ぎる。
- ・隣接施設からの類焼火災の被害者の場合？
- ・処分理由：
 - ①同社工場は産業廃棄物の中間処分業に必要な処理施設を有しないこととなった。
 - ②廃掃法に定める基準「事業を的確に、かつ継続して行うに足るもの」に適合しなくなった。

(3) 処分内容【根拠法令】の検討

- ・ 法第14条の3(事業停止)
- ・ 「都道府県知事は、産廃処分業者が次号に該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。」
- ・ 行政庁の判断、裁量の余地が大きい。
- ・ 2号:その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

(4) 事業停止に至った理由

【不利な判断に至った理由(推定)】

- ①「事故報告書」提出が遅れた、提出せず。
- ②法定の「処理困難通知」を出さなかった
- ③「立入り調査」に拒否又は非協力的。
- ④法定の「報告徴収」に対応しなかった。
- ⑤事故の「再発防止計画」を出さなかった。
- ⑥近隣住民との「協定」に違反した。

16年前にも爆発事故。再発防止協定締結

(5) 事業停止処分によるマイナス要因

- ①金融機関からの融資が困難となる。
- ②国の優良事業者の認定資格がなくなる。
- ③事業停止期間は営業活動が不可能。
- ④社員の士気がなくなり退職希望が増加。
- ⑤長年の取引先が他業者に乗り換え。
- ⑥会社の社会的信用が一気に低下する。
- ⑦処分業の再建、再開の方策が困難。
- ⑧単なる事故であっても回復困難となる。

(6) 事故時の行政処分の回避のために！

- 廃棄物処理法で定められた事項
- ① 処理施設事故報告書：又は事故完了報告書
 - ・ 県庁廃棄物担当課、
 - ・ 施設設置市の環境部など
 - ・ 人身事故の場合⇒労働基準監督署
- ② 処理困難通知
 - ・ 処分契約を締結している全ての事業者に
- ③ 改善計画書
 - ・ 再発防止のための対策を迅速に立案。

(7) 処理困難通知制度

- ◎産廃処理業者は、適正処理が困難となる場合【下記①②③④】、遅滞なく書面又は電子情報にて排出事業者に通知する義務がある。
- 【平成23年4月施行の改正法の重要事項】
- ① 故障、事故で施設が稼働不能、保管基準超過
- ② 事業の全部又は一部を廃止、又は休止
- ③ 許可の欠格要件に該当するに至った場合
- ④ 行政からの事業停止命令又は許可取消処分。
- 【重要事項】
- 同時並行で、廃棄物の処理状況を確認し、都道府県知事宛の「措置状況報告」の義務有り。

(8) 日常的な施設点検遵守項目

- ・周辺地元住民との関係改善項目
 - ⇒飛散流出防止など、周辺環境への配慮
- ・防火、防災、危険物対策の強化
 - ⇒消防計画、消防署への届出事項、防火訓練
- ・施設の維持管理計画と維持管理記録の保管
 - ⇒施設の長期的補修計画、日々のメンテ記録
- ・技術管理者、各法定資格者の育成、確保、発令
 - ⇒「資格者の存在」ではなく⇒法定は専任義務。
 - 「発令」と「氏名掲出」により意識の高揚を図る

(9) コンプライアンスのポイント

- ・「廃棄物処理施設事故対策マニュアル作成指針等について」(平成18年12月25日付け) 環廃産発第061215018号の環境省通知を参照
- ・各処理業者にて独自マニュアルの作成を！
 - ①事故発生を未然に防止するため、
 - ②事故発生時における対応のため
 - ③同種の事故の再発防止のため
- ・社員一同が一体になって、事故未然防止の意識を高める。模擬立入り検査の実施等

(10) 各種法令の遵守事項

◎中間処理施設の設置には、
廃棄物処理法以外にも、各種法令に定められた規準への遵守義務がある。

- ①水質汚濁防止法、②下水道法、
- ③河川法、④悪臭防止法、⑤騒音防止法、
- ⑥振動規制法、⑦大気汚染防止法
- ⑧消防法、⑨建築基準法、
- ⑩都道府県、市町村の各種環境条例など

10.経歴紹介

- ・東京都庁にて廃棄物担当部局に35年勤務
- ・企画・長期計画策定、資源化リサイクル業務、産業廃棄物、一般廃棄物、埋立地管理業務、等に従事
- ・平成14年4月 定年退職後に再任用職員として採用
「産廃Gメン」(9ヶ月)として不法投棄対策業務
- ・同年12月 東京スパーエコタウン事業に参画の高俊興業(株)に就職。社長室取締役等、現在は同社顧問
企画開発、労務安全、営業部、工場勤務等歴任
- ・平成21年5月 行政書士登録、環境カウンセラー登録
産廃コンサル業として開業。現在16社とコンサル契約